

けっして自分から連絡しないで！

突然あなたのもとに、身に覚えのない請求書が送られてきませんか。市の消費生活センターには、「変な請求書が届いたのですが、どうしたらよいですか」という相談が数多く寄せられています。大部分が携帯電話による有料アダルトサイトや出会い系サイトの通信料の請求です。身に覚えのない請求には応じないで、冷静になって対処しましょう。

ハガキなどによる架空請求例

最終督促通達書(督促状)

この度ご通知致しましたのは、お客様のご利用された「電子通信料金未納分」について、ご利用通信会社からお客様にご請求のご連絡を試みたのですが、未だご清算の確認がとれませんので、この度当社が債権委託を受ける事になりましたので必ず当社までご連絡ください。このまま現状放置されますと裁判所の許可の下、下記の手続きに踏み切らせていただきます。

- 1、財産、給料差し押さえ手続き
- 2、1年以下の懲役または100万円以下の罰金。

早急に下記の連絡先までご連絡をお願いいたします。この通知は最終通告になります。

最終受付期限 平成16年〇月〇日

担当者直通 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

営業時間 平日9:00～17:00 (株)〇〇債権管理センター

何かの間違いかな、
連絡しようかな？



対応策

記載されている連絡先に、絶対に連絡をしない(着信履歴が残り、悪用される可能性あり)。

多くの場合、利用金額などの具体的な内容が記載されていません。目的は、消費者に何かの間違いだろうと連絡を取らせ、個人情報を出し、現金を振り込ませることです。

最終通告とか自宅まで取りに行くなどと、高圧的なハガキやメールが届くと、とても不安になります。面倒だとか怖いからと安易にお金を支払ってはいけません。

架空・不当請求の手口

利用した覚えのない代金は支払う必要はなく、放って置きましょう。万一、支払ってしまった場合は警察へ。

- 名前や住所、勤務先などの個人情報、絶対に教えない。
- 事例④の場合、消費生活センターへ相談を。請求者が本当の債権者であるのか、利用明細など請求の根拠について納得するまで支払わないでください。
- あの手この手と巧妙になる架空・不当請求の手口。変な請求が届き心配だと思ったら、消費生活センターへ相談ください。

※くわしくは同センター(☎23・1161)へ。

架空請求・不当請求と 思われる事例

事例①

アダルトサイトを利用した覚えがないのに、通信利用料金未納分〇〇万円を支払えと、債権回収業者からハガキやメールが送られてきた。

事例②

携帯電話やパソコンを持っていないのに、利用料金未納の督促状が送られてきた。

事例③

無料と思ってアダルトサイトにアクセスしたら、後日高額な登録料を請求された。

事例④

もしかしたら利用したかも知れないが、請求が高額過ぎる。また、利用した分は既に支払ったのに、債権回収業者から遅延金や手数料を含め高額な請求を受けた。